

丸三の投信積立プラン取扱規定

1. (規定の趣旨)

この規定は、お客様と、丸三証券株式会社（以下「当社」といいます。）との投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の定時定額買付サービス（名称、「丸三の投信積立プラン」、以下本サービスといいます。）に関する取り決めです。

お客様は、本サービス内容を十分に理解し、お客様の判断と責任において本サービスを利用するものとします。

2. (買付銘柄の選定)

- (1) 本サービスによって買付できる投資信託は、当社が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。
- (2) お客様は、選定銘柄の中から1銘柄以上を指定し（選定銘柄は複数選択することができます）、買付の申込みを行うものとします（指定された銘柄を、以下「指定銘柄」といいます。）

3. (払込方法の指定)

- (1) お客様は、当社が指定する三菱UFJファクター株式会社（以下「収納代行会社」といいます。）を通じた指定預金口座からの振替と、当社が指定するMRF（マネー・リザーブ・ファンド）の各受益権の自動換金による払込方法のうちいずれか一つの払込方法を指定し、買付の申込みを行うものとします。
- (2) 前項のMRFの自動換金についても一つの受益権の換金に限定するものとします。

4. (申込みの方法)

お客様が、当社の総合取引口座を開設済みであり、必要に応じてその他の取引口座を開設済であること。「丸三の投信積立プラン申込書」および「丸三の投信積立プラン銘柄指定書」に必要事項を記入のうえ、当社の本・支店（以下「取扱店」といいます。）に提出し、当社が承諾した場合は本サービスを利用できます。

5. (申込内容の変更)

お客様は、所定の手続きによって当社に申し出ることにより、払込の休止および申込内容の変更を行うことができます。

6. (払込金額とその内容)

- (1) お客様は指定銘柄の買付にあてるため、あらかじめ銘柄指定書で指定した金銭（以下「払込金」といいます。）を3.で指定した払込方法等により定期的に払い込むものとします。
- (2) 払込金の額は、1,000円以上1円単位の金額とします。
- (3) (2)の払込により生じた預かり金については、取引口座にかかる他の定めにかかわらずMRFの買付は行わないものとします。

7. (買付の方法)

当社はお客様からの払込金で、株式投資信託累積投資約款の定めに従って買付を行います。

8. (買付時期および価額)

- (1) 当社は、お客様からの払込金の受入れをもって、下記に定める時期に指定銘柄の買付の申込みがあったものとして取扱います。
 - ① 3.の指定口座からの振替については、原則として毎月27日（休日の場合は翌営業日）に当社の指定する収納代行会社がおお客様の指定する預金口座から引落しをします。引落し代金は、引落日から起算して7営業日後に当社に払い込まれます。当社はその入金日に買付の申込みがあったものとして買付を行います。
 - ② 3.で定めるMRFの自動換金の場合、お客様が指定した受益権は定期的に指定金額を自動換金し、その代金は原則として毎月25日（休日の場合は翌営業日）に当社お客様口座に入金されます。当社はその入金の翌営業日に買付の申込みを行います。
- (2) (1)の買付価額は、株式投資信託累積投資約款に定める価額とします。
- (3) (1)にかかわらず、指定銘柄の委託者が買付の申込みの受付を中止又は取り消した場合は、翌営業日以降最初に買付が可能になった日に買付を行います。

9. (解約)

解約は、株式投資信託累積投資約款に基づき行うものとします。

10. (取引および残高通知)

当社は、本サービスにもとづくお客様への取引明細および残高明細の通知を次の各号により行うものとします。

- (1) 取引の明細
当社は、7. および8. にもとづく取引の明細については、3ヶ月に1回以上、取引残高報告書により通知します。
- (2) 売却の取引明細および残高
当社は、本サービスにおける売却の明細については、約定後遅滞なく通知します。残高については、3ヶ月に1回以上取引残高報告書

に記載し通知します。(取引残高報告書の作成期間にお取引がない場合は、1年に1回以上通知します。)

11. (選定銘柄の除外)

選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当社は、お客様に遅滞なく通知するものとします。

- (1) 当該選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- (2) 当該選定銘柄の買付口座数が当社の定める所定の口座数以下となった場合
- (3) その他当社が必要と認める場合

12. (買付の休止)

- (1) お客様の預貯金口座からの自動引落とし又は MRF からの自動換金が残高不足等のため、3回連続して行われない場合、当社は本サービスにかかる指定銘柄の買付を休止します。
- (2) 前項の買付の休止が発生した場合には、お客様は次のいずれかを遅滞なく所定の手続きにより当社に申し出るものとします。

- ① 買付の再開
- ② 本サービスの解除

なお、お客様からかかる申し出がない場合は、当社はお客様から本サービスの解除の申し出があったものとして取扱うことができるものとします。

13. (契約の解除)

本サービスは、「株式投資信託累積投資約款」の定めに従い解除されるものとします。

14. (その他)

- (1) 当社はこの契約にもとづいてお預りした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。
- (2) 10.の規定に従い、お客様に対し、当社よりなされた本サービスに関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。
- (3) この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要が生じたときは改定されることがあります。
- (4) 本規定に別段の定めが無いときには、「総合取引約款」、「振替有価証券管理約款」、「株式投資信託累積投資約款」および各約款・規定に従うものとします。

以 上